

# ◆小山市において就農した方、就農を考えている方へ

小山市役所農政課

小山市では、新規に農業を始める方に対し、経営の不安定な初期段階への支援として、以下の取り組みを行っています。

## 1. 小山市農業後継者支援金（新規） 市助成

### ○概要

この支援金は、市内の新規就農者に対し、農業経営に係る経費の一部を補助することにより、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的として創設されたものです。

#### 【主な給付要件】

- ・ 就農時45歳未満であること。
- ・ 市内において専業の農業者として新規に就農すること。
- ・ 申請日以降、引き続き3年以上市内に住所を有し、かつ市内において専ら農業に従事すること。
- ・ 新規就農から2年以内の申請であること。
- ・ 小山市「人・農地プラン」に位置づけられること。
- ・ 国の青年就農給付金の給付を受けないこと。
- ・ 市税の滞納がないこと。

#### 【給付内容】

- ・ 種苗、肥料、農薬、機械、材料、農地賃借料等農業生産に係る経費（申請日から遡り1年以内の経費）について、30万円を限度に助成。

#### 【その他】

- ・ 支援金交付は、1申請者につき1回限り。

## 2. 青年就農給付金 国助成

### ○概要

この給付金は、次世代の農業を担う若手農業者の育成確保を目的とした「人・農地プラン」の関連政策として、経営が安定するまでの期間を支援するもので、以下の2つの事業があります。

#### (1) 準備型 (事業実施主体：県)

##### 【主な給付要件】

- ・ 県が認めた研修先（農業大学校、先進農家等）で研修を受けること。
- ・ 就農予定が45歳未満であること。

##### 【給付内容】

- ・ 年間150万円（半年ごとに75万円）を給付。最長2年間。

※詳しくは

下都賀農業振興事務所（Tel 0282-24-1101）へお問合せ下さい。

#### (2) 経営開始型 (事業実施主体：市)

##### 【主な給付要件】

- ・ 45歳未満で独立・自営就農し、中心となって経営を行うこと。
- ・ 農地の過半が自己所有分と、親族以外からの賃借であること。
- ・ 主要な機械・施設を給付対象者が所有、又は借りていること。
- ・ 給付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ・ 売上や経費について、給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ・ 農業経営を開始してから5年以内に、農業で生計が成り立つ計画を立てること。
- ・ 小山市「人・農地プラン」に位置づけられること。

##### 【給付内容】

- ・ 年間150万円（半年ごとに75万円）を給付。最長5年間。

※給付金を除いた前年の所得が250万円以上になった場合は、給付が停止されます。

お問合わせ先

小山市農政課 人・農地プラン推進担当

TEL 0285-22-9253